商品概要説明書

(令和7年1月1日現在)

商品名	通知貯金 (令和7年1月1日現在)
ご利用いただける方	○個人および法人(団体を含む。)
期間	○期間の定めはありません。(ただし、7日間の据置期間が必要です。)
預入方法	○別向ッ元のではのするとん。(たたし、「日向ッパ百巨別向かむ女くす。)
(1)預入方法	○一括預入
(2)預入金額	○50,000 円以上
(3)預入単位	○1円単位
(3) 原八平匹	○ F F F E E E E E E E E E E E E E E E E
払戻方法	に通知が必要です。)
利息	
(1) 適用金利	○毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	○解約時に一括して支払います。
(3)計算方法	○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4)税金	○個人のお客さまは 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税、法
	人のお客さまは総合課税となります。
(-) A Alltin 1 N	※2037年12月31日までの適用となります。
(5) 金利情報の入手方法	○金利は店頭の金利表示モニターに表示しています。
手数料	_
付加できる特約事項	○個人のお客さまはマル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	○据置期間内に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した 利息とともに払い戻します。
貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険 法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のう ち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満 たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険によ り保護されます。
	○苦情処理措置
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所または信用部信用課(電話:086-225-9835)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部信用課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバ
	ンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる事項	